改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条**　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～九　［略］ 十　機構法第十七条第一項第十号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 十一　機構法第十七条第一項第十一号に規定する附帯業務に関する事項 十二　［略］ 十三　［略］ 十四　［略］ 十五　［略］ 十六　［略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条**　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～九　［同上］ ［号を加える。］ 十　機構法第十七条第一項第十号に規定する附帯業務に関する事項 十一　［同上］ 十二　［同上］ 十三　［同上］ 十四　［同上］ 十五　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十四号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

第一条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別給付金の請求手続） **第一条**　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2　請求者が法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の請求書に、令和三年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情に	（特別給付金の請求手続） **第一条**　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第四条第一項に該当する者にあつては、様式第一号の二）による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2　請求者が法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の請求書に、平成二十八年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事